

平成25年9月18日

那須烏山市議会議長 佐藤 雄次郎 様

学校給食センター建設工事及び公共工事調査
特別委員会委員長 平塚 英教

所管事務調査報告書

平成25年3月定例会において本委員会が申し出を行った、閉会中の継続調査の結果について、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第109条の規定により、次のとおり経過報告します。

- 1 調査期日 平成25年3月15日から平成25年9月18日まで
- 2 構成委員 平塚英教、川俣純子、田島信二、渋井由放、久保居光一郎、高德正治、佐藤昇市、板橋邦夫、水上正治
- 3 調査事項
 - (1) 学校給食センター建設工事に関する事項
 - (2) 公共工事に関する事項
 - (3) その他特に必要と認めた事項
- 4 調査報告
 - (1) 調査範囲
学校給食センター建設工事関連問題のうち、栃木県建設工事紛争審査会の仲裁裁定に持ち込まれた案件以外の調査。
 - (2) 学校給食センター浄化槽設置工事に関する問題点
 - ①浄化槽の設置予定位地よりも西側に6m移動して設置する結果となり、予定地が6本のパイルで地盤の支持力を保つ予定であったものが浄化槽にかかるパイルが4本となってしまった。これにより浄化槽に水張りをした時点で、片側が14cm沈下し、4本のパイルの内、一番西側のものが耐圧盤及びコンクリート浄化槽を突き破る事故を発生させた。その後浄化槽が沈下したまま応急工事を実施して完成に至った。この問題については標準仕様書4章 地業工事4, 2, 1に定める基本品質「(b) 地業の位置、形状及び寸法は、上部の構造物に対して有害な影響を与えないものであること。(c) 地業は、所要の支持力を有するものであること。」を基準どおり実施しなかったために起きた事故である。したがってこの工事の設計及び施工監理を行った業者、馬上設計(株)の瑕疵は明白であり、責任は免れない。
同様にこの工事施工については、毎週1回の工程会議において予定位から6m移動して浄化槽を設置することを決めながら、変更した浄化槽の設置場所の支持力が確保できるかどうか確認も行なわず施工したために重大な沈下事故をひきおこした。この工程会議に参画している設計・施工監理業者、施工業者、とちぎ技術センター及び発注者である市当局の瑕疵があることも明白である。

②学校給食センター建設工事については、市議会において工事の1年前から予定地の地盤が軟弱であることを、多くの議員が指摘し、市当局も問題が起きないように間違いなく進めると答弁したにもかかわらず、このような結果となった。さらに浄化槽の不等沈下の問題についても、議会側の指摘に対し、後付での説明であり、その内容も問題発生時から今日まで、次々と変更しており、議会軽視と言わざるを得ない状況にある。

③この学校給食センター浄化槽設置工事についての議会や市民に対する混乱を引き起こした市当局の責任は重大であり、このような問題を引き起こした市側の問題として、公共工事を施工する市側の体制と人材管理・配置にも問題がある。二度とこのような問題を起こさないよう市の公共工事に関する市側の責任ある管理体制をすみやかに構築すべきである。

以上の問題点につき、別紙により関係者ごと整理し、特別委員会の意見を付す。

学校給食センター建設工事に係る中間報告

(別表)

	問題点	特別委員会の意見
那須烏山市当局	<p>・ 地方自治法第 138 条の 2「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」及び市職員服務規程第 2 条「職員は、住民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。」の趣旨が守られていない。</p>	<p>・ 標準仕様書の基本品質を満たしていない工事を実施し、市民・市議会に混乱をもたらした責任を明確にされたい。更に市独自の管理体制を構築されたい。</p>
設計事務所 (施工監理)	<p>・ 標準仕様書の基本品質を満たしていない。 ※標準仕様書 4 章地業工事 4,2,1 基本品質 (b) 地業の位置、形状及び寸法は、上部の構造物に対して有害な影響を与えないものであること。 (c)地業は所要の支持力を有するものであること。 4,2,4 地盤の載荷試験 (a) 地盤の載荷試験は平板載荷試験とし、適用は特記による。</p>	<p>・ 浄化槽の位置を変更したのであれば、平板載荷試験を当然行うべきであった。 ・ 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程による措置をするのが相当である。</p>
施工業者	<p>・ 標準仕様書の基本品質を満たしていない。 ※標準仕様書 4 章地業工事 4,2,1 基本品質 (b) 地業の位置、形状及び寸法は、上部の構造物に対して有害な影響を与えないものであること。 (c)地業は所要の支持力を有するものであること。 4,2,4 地盤の載荷試験 (b) 地盤の載荷試験は平板載荷試験とし、適用は特記による。</p>	<p>・ 浄化槽の位置を変更したのであれば、平板載荷試験を当然行うべきであった。 ・ 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程による措置をするのが相当である。</p>
栃木県建設技術センター	<p>・ 標準仕様書の基本品質を満たしていない。 ・ 議員の多くは破壊に至る原因を知っていた。議長、副議長が訪問して問題点を聞いたところ調査中との回答で責任あるものできなかった。これでは、適切な指導・助言をしたか疑問である。</p>	<p>・ 市公共工事の助言・指導を行えない以上、依頼すべきではない。</p>